

## 外部委託漏えい原因論②



藤谷 譲人

日本における個人情報漏えいの原因の7割は、外部委託（再委託、再々委託等含む）が原因である。個人情報処理の委託元企業は、この統計的・客観的な漏えいリスクに対し、あまりに無頓着・無防備に過ぎる。改められなければならない。

2015.10.19 電経新聞「Point of View」

個人情報漏えいの原因の7割は、アクセス権限者であり、さらにその7割は、外部委託（再委託、再々委託等含む、派遣含む）が原因である。ということは、全情報漏えいの約半分は、外部委託などが原因だ。しかし、個人情報処理の委託元企業は、この統計的・客観的な漏えいリスクに対し、あまりに無頓着・無防備に過ぎる。その行き着いた結果が、昨年のベネッセ事件である。

企業は、外部委託についての二つの構造的・客観的な脆弱性を明確に認識する必要がある。第一の脆弱性は「労働力形態別内部統制力喪失関係図」を見てほしい。完全正社員、契約社員、パート／アルバイト、派遣、委託、再委託というように労働力形態を配し、表側には、懲戒解雇から始まって、研修受講命令、民事損害賠償請求権まで、雇い主が、各労働力形態に対して、及ぼしうる内部統制力について、完全に及ぶ○、少し及ぶ△、及ばない×を記載している。左上から右下に対して、対角線を引いてみると、○が集中し、右上部分（派遣、委託、再委託）に×が



第二の脆弱性は、「外部委託セキュリティ構造式」、すなわち「委託元X社のセキュリティレベルをSL(X)とし、外部委託先Y社のセキュリティレベルをSL(Y)とする」と、委託SL(Y)でなくてはならない。しかし、現実の再委託の実態は、「SL(X) △ SL(Y) △ SL(Z)」がほとんどであるといわざるを得ない。

企業は、「第一の脆弱性に照らして、再委託は例外であること」を明確に認識して再委託の必要性について厳格に吟味する。と共に、第二の脆弱性に照らして、再委託先のセキュリティレベルが「SL(Y) △ SL(Z)」であることをについて、証拠により確認できなければ再委託を認めないと原則」を厳格に適用しなければ、善管注意義務違反の違法であると認識しなければならない。この点についての認識が欠けている企業がほとんどであるが、改められなければならない。

ふじたに・もりひと弁護士法人エルティ総合法律事務所所長弁護士。IT ADRセンター所長。日本システム監査人、JISA正会員。